

## ○神奈川県警察一般職員被服貸与規程

(昭和 35 年 8 月 12 日神奈川県警察本部訓令第 16 号)

改正 昭和 36 年 4 月 25 日神奈川県警察本部訓令第 10 号	昭和 37 年 11 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 25 号
昭和 40 年 1 月 19 日神奈川県警察本部訓令第 1 号	昭和 53 年 2 月 20 日神奈川県警察本部訓令第 2 号(題名改正)
昭和 54 年 1 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 1 号	昭和 55 年 4 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 6 号
昭和 56 年 3 月 10 日神奈川県警察本部訓令第 6 号	昭和 57 年 4 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 5 号
昭和 59 年 3 月 21 日神奈川県警察本部訓令第 11 号	昭和 61 年 2 月 4 日神奈川県警察本部訓令第 2 号
昭和 63 年 12 月 8 日神奈川県警察本部訓令第 11 号	平成 2 年 3 月 19 日神奈川県警察本部訓令第 4 号
平成 3 年 3 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 6 号	平成 4 年 2 月 5 日神奈川県警察本部訓令第 1 号
平成 6 年 3 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 9 号	平成 8 年 3 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 1 号
平成 9 年 3 月 3 日神奈川県警察本部訓令第 3 号	平成 9 年 7 月 31 日神奈川県警察本部訓令第 17 号
平成 10 年 9 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 15 号	平成 11 年 12 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 13 号
平成 12 年 8 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 20 号	平成 14 年 3 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 2 号
平成 20 年 3 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 8 号	令和 4 年 2 月 8 日神奈川県警察本部訓令第 1 号
令和 6 年 12 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 20 号	令和 7 年 9 月 1 日神奈川県警察本部長訓令第 14 号

神奈川県警察職員被服貸与規程を次のように定める。

### 神奈川県警察一般職員被服貸与規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、神奈川県警察に勤務する一般職員(警察官以外の職員をいう。以下同じ。)に対し、職務の執行上必要な被服等(以下「貸与品」という。)を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

(貸与品、被貸与者等)

第 2 条 一般職員に貸与する貸与品は、個人貸与品及び所属貸与品とする。

2 貸与品の貸与を受ける一般職員(以下「被貸与者」という。)の範囲並びに、貸与品の品名等は、別表のとおりとする。

3 第 1 項に規定する所属貸与品は、神奈川県警察官に対する支給品及び貸与品に関する取扱規程(昭和 55 年神奈川県警察本部訓令第 8 号。以下「警察官支給品取扱規程」という。)第 7 条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

(貸与の時期)

第3条 貸与品は、次の場合に貸与するものとする。

- (1) 新規採用、勤務換え等により被貸与者になったとき。
- (2) 既に貸与されている者に対しては、当該貸与品の貸与期間が満了したとき。  
(着用期間)

第4条 貸与品の着用期間は、所属長が定めるものとする。この場合において、警察官と勤務を共にする一般職員の貸与品の着用期間については、警察官の着用期間を考慮して定めるものとする。

(貸与期間の計算)

第5条 貸与期間の計算は、貸与された年を基準とし、その翌年1月1日を迎えたときに1年とする。

(貸与期間の調整)

第6条 本部長は、業務の状況及び貸与品の損耗の程度により、特に必要と認めたときは、個人貸与品の数量を増減し、又は貸与期間を伸縮することができる。

2 別表による個人貸与品の全部又は一部を貸与する必要がないと本部長が認めたときは、貸与しないことがある。

(貸与品の取扱い)

第7条 被貸与者は、貸与品の取扱いについては、常に使用上支障のないように細心の注意を払うものとし、その取扱い及び保管の責任を負う。

2 被貸与者は、貸与品をその目的以外に使用し、定められた方法以外で処分し、又は譲り渡してはならない。

(貸与品の返納)

第8条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、個人貸与品（別表に掲げる自己廃棄可能品目を除く。）を本部長に返納するものとする。

- (1) 退職、配置換え等により、被貸与者でなくなったとき
  - (2) 貸与期間を満了したとき
- 2 貸与期間を満了した個人貸与品については、これを継続して使用することが可能であるときは、前項第2号の規定にかかわらず、別表に掲げる最大保有数を超えない範囲で保有することができる。
- 3 所属貸与品の被貸与者は、退職、配置換え等により、被貸与者でなくなった場合は、所属貸与品を所属長に返納するものとする。

(貸与品の処分)

第9条 個人貸与品の被貸与者は、老朽等により別表に掲げる自己廃棄可能品目が不用になった場合は、裁断等の適切な方法により個人で処分するものとする。

2 所属長は、老朽等により所属貸与品が不用になった場合は、裁断等の適切な方法により処分し、警察官支給品取扱規程第10条の2第3項に規定する方法によりその経過を明らかにしておかなければならない。

(貸与品の再貸与及び弁償)

第 10 条 被貸与者は、貸与品を亡失し、又は毀損したときは、速やかに所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の規定による報告を受けた場合は、その実情を調査し、相当の理由があると認めるときは、神奈川県警察職員情報総合管理システム運用規程（平成 20 年神奈川県警察本部訓令第 6 号）に定める神奈川県警察職員情報総合管理システム（以下「システム」という。）により本部長に代品の貸与を申請するものとする。

3 所属長は、貸与期間の満了しない個人貸与品の亡失又は毀損が本人の故意又は重大な過失による場合は、本部長に報告しなければならない。この場合において、被貸与者にその個人貸与品の相当額を弁償させるものとする。

4 前項に定める個人貸与品の相当額の算出方法は、警察官支給品取扱規程第 12 条の規定を準用する。この場合において、警察官支給品取扱規程第 12 条第 1 項中「条例第 8 条ただし書の規定による弁償の金額」とあるのは「個人貸与品の相当額」と、「条例第 3 条に規定する使用期間」とあるのは「貸与期間」と読み替えるものとする。

(取扱責任者)

第 11 条 所属長は、貸与品の貸与についての取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)を定め、必要な事務手続を行わせるとともに、着用及び保管の監督に従事させるものとする。

(配分又は交換の申請及び管理)

第 12 条 被貸与者は、貸与品の配分又は交換の必要がある場合は、システムに入力して申請するものとする。

2 所属長は、配分又は交換の申請情報を所属ごとに取りまとめ、システムにより、総務部装備課長を経由して本部長に申請するものとする。

3 所属長は、取扱責任者をして各人ごとの貸与品の貸与状況を個人管理票（一般職員）（別記様式）により、適正に管理させるものとする。

(実施規定)

第 13 条 この訓令の施行について必要な事項は、別に指示する。

## 附 則

1 この訓令は、昭和 35 年 8 月 12 日から施行し、昭和 35 年 4 月 1 日から適用する。

2 神奈川県警察職員被服貸与規程(昭和 32 年神奈川県警察本部訓令第 16 号)は、廃止する。

3 この訓令の施行前において、すでに貸与されている貸与品は、この訓令により貸与されたものとみなす。ただし、貸与期間については、従前の例による。

附 則(昭和 36 年 4 月 25 日神奈川県警察本部訓令第 10 号)

- 1 この訓令は、昭和 36 年 4 月 25 日から施行し、昭和 36 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この訓令施行前において、すでに貸与されている被服は、この訓令により貸与されたものとみなす。

附 則(昭和 37 年 11 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 25 号)

- 1 この訓令は、昭和 37 年 11 月 30 日から施行し、昭和 37 年 7 月 1 日から適用する。
- 2 この訓令施行前において、すでに貸与されている被服は、この訓令により貸与されたものとみなす。

附 則(昭和 40 年 1 月 19 日神奈川県警察本部訓令第 1 号)

この訓令は、昭和 40 年 1 月 19 日から施行する。ただし、機械計算および通信機械操作に従事する者および営繕業務に従事する者に対する貸与規定については昭和 39 年 3 月 31 日から適用する。

附 則(昭和 53 年 2 月 20 日神奈川県警察本部訓令第 2 号)

- 1 この訓令は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令施行前において、現に貸与されている貸与品は、この訓令により貸与されたものとみなす。

附 則(昭和 54 年 1 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 1 号)

- 1 この訓令は、昭和 54 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に支給されているけん銃つりひも、航空服等は、当分の間なお従前の例により着装することができる。

附 則(昭和 55 年 4 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 6 号)抄

- 1 この訓令は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 3 月 10 日神奈川県警察本部訓令第 6 号)

この訓令は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 4 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 5 号)

この訓令は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 3 月 21 日神奈川県警察本部訓令第 11 号)

この訓令は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 2 月 4 日神奈川県警察本部訓令第 2 号)

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年12月8日神奈川県警察本部訓令第11号)

この訓令は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則(平成2年3月19日神奈川県警察本部訓令第4号)

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月27日神奈川県警察本部訓令第6号)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年2月5日神奈川県警察本部訓令第1号)

この訓令は、平成4年2月14日から施行する。

附 則(平成6年3月30日神奈川県警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月1日神奈川県警察本部訓令第1号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月3日神奈川県警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成9年7月31日神奈川県警察本部訓令第17号)

この訓令は、平成9年8月1日から施行する。

附 則(平成10年9月30日神奈川県警察本部訓令第15号)

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則(平成11年12月27日神奈川県警察本部訓令第13号)

この訓令は、平成11年12月1日から施行する。

附 則(平成12年8月30日神奈川県警察本部訓令第20号)

この訓令は、平成12年9月1日から施行する。

附 則(平成14年3月1日神奈川県警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 8 号)  
この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 2 月 8 日神奈川県警察本部訓令第 1 号)  
この訓令は、令和 4 年 2 月 8 日から施行する。

- 附 則(令和 6 年 12 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 20 号)
- この訓令は、公布の日から施行する。
  - この訓令の施行の際現に貸与されている警笛つりひも、災害活動用作業服等は、当分の間なお従前の例により着装し、又は着用することができる。

附 則(令和 7 年 9 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 14 号)  
この訓令は、令和 7 年 9 月 16 日から施行する。

別表(第 2 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条関係)

区分	被貸与者	貸与品名	形状	数量	貸与期間	自己廃棄可能品目	最大保有数
個人貸与品	文書集配業務に従事する者	冬用作業衣	長袖型	1	2	○	-
		夏用作業衣	半袖型	1		○	-
	営繕業務に従事する者	安全帽	ヘルメット型	1	5	○	-
		冬用作業衣	長袖型	1	3	○	-
		夏用作業衣	半袖型	1		○	-
		防寒服	ハーフコート型	1	5	○	-
		雨衣	上下式	1		○	-
		作業靴	安全靴型	1	2	○	-
	保安業務に従事する者	冬帽子	警察官型	1	4		2
		合帽子	警察官型	1			2
		夏帽子	警察官型	1			2
		冬服	ダブル型	1	3		3
		合服	ダブル型	1			3
		夏服	警察官型	1	2		5
		防寒服	ハーフコート型	1	5		2
雨衣		上下式	1	○		-	

	ワイシャツ	警察官型	1	1		5
	白手袋	警察官型	2		○	-
	ネクタイ	警察官型	1		○	-
	靴下	警察官型	6		○	-
	ベルト	警察官型	1	3		2
	雨覆い	警察官型	1	2	○	-
	短靴	警察官型	1		○	-
庁務作業に従事する者	作業帽	丸天型	1	2	○	-
	冬用作業衣	長袖型	1		○	-
	夏用作業衣	半袖型	1		○	-
	雨衣	上下式	1	5	○	-
自動車の整備作業に従事する者	作業帽	丸天型	1	1	○	-
	冬用作業衣	長袖型	1		○	-
	夏用作業衣	半袖型	1		○	-
	防寒服	ハーフコート型	1	5	○	-
	整備靴	安全靴型	1	2	○	-
印刷業務に従事する者	冬用作業衣	長袖型	1	2	○	-
	夏用作業衣	半袖型	1		○	-
電子計算機操作業務に従事する者	冬用作業衣	長袖型	1	3	○	-
	夏用作業衣	半袖型	1		○	-
診療業務に従事する者	白衣	一般用	2	1	○	-
保健師業務に従事する者	予防衣	一般用	2	1	○	-
栄養指導業務に従事する者	予防衣	一般用	2	1	○	-
炊事(家政)作業に従事する者	炊事帽	三角布又は丸天型	2	3	○	-
	冬用作業衣	長袖型	2		○	-
	夏用作業衣	半袖型	2		○	-
	前掛け	エプロン型	2	1	○	-
船舶に乗務する者	冬帽子	警察官型	1	4		2
	合帽子	警察官型	1			2
	夏帽子	警察官型	1			2
	冬服	警察官型	1	3		3
	合服	警察官型	1			3
	夏服	警察官型	1	2		5
	防寒服	ハーフコート型	1	5		2
	雨衣	上下式	1		○	-

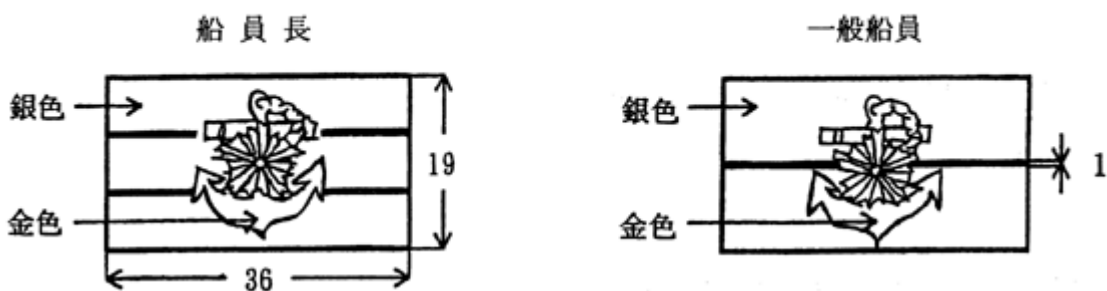
	ワイシャツ	警察官型	1	1		5	
	白手袋	警察官型	2		○	-	
	白色帽子覆い	警察官型	1		○	-	
	ネクタイ	警察官型	1		○	-	
	靴下	警察官型	6		○	-	
	ベルト	警察官型	1		3	○	-
	作業帽	丸天型	1		2	○	-
	作業衣	長袖型	1			○	-
	雨覆い	警察官型	1			○	-
	短靴	警察官型	1			○	-
運転免許試験業務に従事する者(運転免許試験官)	試験官帽	冬帽子	1	4		2	
		合帽子	1			2	
		夏帽子	1			2	
	試験官服	冬服	1	3		3	
		合服	1			3	
		夏服	1		1		5
	防寒服	形状及び着装要領は、警察官の運転免許試験官に準ずる。	1	5		2	
	雨衣		1		○	-	
	ワイシャツ		1	1	○	-	
	ネクタイ		1		○	-	
	靴下		6		○	-	
	ベルト		1	3	○	-	
	短靴		1	1	○	-	
乗車用手袋	1		2	○	-		
作業療法業務に従事する者	作業療法衣		一般用	2	1	○	-
信号管理業務に従事する者	安全帽		ヘルメット型	1	5	○	-
	冬用作業衣		長袖型	1	2	○	-
	夏用作業衣		半袖型	1		○	-
	防寒服		ハーフコート型	1	5	○	-
	雨衣	上下式	1	○		-	
	作業靴	安全靴型	1	2	○	-	
一般女性職員	冬用事務服	長袖型	1	3	○	-	
	夏用事務服	半袖型	1		○	-	
長袖型		○			-		
自動車運転業務に従事する者	冬用運転服	背広型	1	3	○	-	
	夏用運転服	上開襟シャツ	1	1	○	-	

本部庁舎総合受付業務に従事する者(総合受付員)			下ズボン	1	2	○	-
	冬服		スーツ型	1	3	○	-
	夏服		スーツ型	1		○	-
	冬用ワイシャツ		長袖型	1	1	○	-
	夏用ワイシャツ		半袖型	1		○	-
船舶に乗務する者	乗員章	色	銀色及び金色				
		材質	金属製				
制式		別図第1のとおり					
	船舶勤務員章	形状及び着装要領は、警察官の船舶勤務員に準ずる。					
所属貸与品 演奏業務に従事する者	儀礼演奏帽	形状及び着装要領は、警察官の音楽隊員に準ずる。					
	合冬演奏帽						
	夏演奏帽						
	儀礼演奏服						
	合冬演奏服						
	夏演奏服						
	演技服						
	演技用上衣						
	儀礼演奏用ネクタイ						
	合冬演奏用ネクタイ						
	夏演奏用ネクタイ						
	演奏用手袋						
	演奏用靴						
	演技用靴						
	演技用靴下						
	ベルト						
	冬用練習衣						
	夏用練習衣						
	運動靴						
	音楽隊員章						
		冬(合)用作業服	警察官型				

鑑識業務、理化学実験業務または凶化業務に従事する者	現場	夏用作業服	警察官型
	鑑識被服	作業帽	警察官型
		半長靴	警察官型
	防寒服	ハーフコート型	
	雨衣	上下式	
航空整備作業に従事する者	航空帽	形状及び着装要領は、警察官の航空隊員に準ずる。	
	航空ヘルメット		
	航空服		
	航空防寒服		
	航空手袋		
	航空靴		
	航空隊員章		
	雨衣	上下式	
整備服	つなぎ型又は上下式		
災害活動のほか各種作業に従事する者	作業帽	警察官型	
	出動服	警察官型	
	作業服	警察官型	
	警察表示	別図第2のとおり	
	ゴム長靴	半長型	

別図第1

乗員章の制式



別図第2

警察表示の制式



- ・台地（紺色）
- ・縁及び文字（黄色）